

(別紙2) 観光地域づくりプラットフォーム支援事業(復興支援型)

被災3県(岩手県、宮城県、福島県のいずれかを含む地域)を対象とした補助要件の緩和を行うことにより、広域的な連携による滞在型観光を推進しつつ、観光を通じた復興を図る。

支援制度の概要

(1) 計画策定段階

被災地において、広域的な連携による滞在型観光を推進しつつ、観光を通じた復興を図るための事業計画の策定に対する補助

- ・補助対象事業：観光圏整備計画又は観光地域づくりプラットフォーム事業計画の策定(事業例)計画策定に資する事項(ワークショップの開催等)等
- ・補助対象者：観光圏整備法に基づく協議会
- ・補助額：上限500万円

※補助要件緩和のポイント

- 補助対象者
 - ・平成23年度以降に認定された観光圏、新規に観光圏の認定を目指す協議会も対象
- 補助対象事業
 - ・観光圏整備計画の策定に対する事業を対象

(2) 事業実施段階

被災地において、観光地域づくりプラットフォーム又は観光圏整備法に基づく協議会が実施する事業に対する補助

- ・補助対象事業：商品開発・販売促進、体験・交流・学習促進、人材育成、情報提供、宿泊魅力向上、イベント開発、交通整備、モニタリング調査等
- ・補助対象者：観光地域づくりプラットフォーム又は観光圏整備法に基づく協議会
- ・補助額：事業費の4割

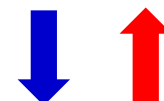
※補助要件緩和のポイント

- 補助対象者
 - ・平成23年度以降に認定された観光圏も対象

観光地域づくりプラットフォームのイメージ

- ・地域資源を活用した着地型旅行商品を地域の外に向かって販売するため、市場と地域をつなぐ窓口組織。
- ・観光産業だけにとどまらず、地域の幅広い関係者(農林水産業、商工業、行政、NPOなど)が参加。

市場(含 旅行会社、旅行者、消費者等)



観光地域づくりプラットフォーム
(法人格を有する事業体)

